

# 文教産業建設常任委員会

## 条例、補正予算の審議 (3/10)

付託された町道路線の認定及び一般会計と1特別会計の補正予算について審議しました。

### 議案第2号「町道路線の認定」

- 問** 関係者への説明会の状況は。
- 答** 予備設計の結果が出た後、令和2年度中に予定をしています。
- 問** 工事費の調達と町の負担は。
- 答** 成田財特等の交付金対象事業であり、1工区7億円の概算要望をしている状況で、町負担は2割です。
- 問** 圏央道との接続は。
- 答** 交差する部分はありませんが、将来的に圏央道の側道との接続という形の構想はあります。
- 問** 北総東部用水の配管の上に道路が通ると思うが、全く問題がないのか。
- 答** 計画をするにあたり、横断をするものも拾い出しをしていって、詳細設計をしていきます。
- 問** 終点の二本松から東側の予定はどのように考えているか。
- 答** 検討は必要だと思いますが、現状では計画はありません。
- 問** 所有者など土地の調査を早めに行えば用地買収がスムーズに行えると思うが。
- 答** 継続的に対象者の拾い出や調査を進めていきたいと思えます。



### 補正予算の審議

- 問** 住宅取得奨励金の対象や周知については。
- 答** 中古住宅や空き家なども対象となっており、活用をしていただくよう周知を検討します。
- 問** プレミアム商品券の発行対象が3,200人で、実際に発行したのが800人となった原因は。
- 答** 5,000円のプレミアムが付くにしても、2万5,000円の出費をするのが、やはり難しいという声や、使用可能な店舗数は多いが、そこまで買い物に来ていただくということがなかなかないのも原因として分析されるかと思っています。また、多古については隣の成田市や匝瑳市、香取市など、商圏が分散傾向にあるのも一つの要因であろうかと分析をしています。
- 問** 新型コロナウイルスの影響により休校になったが、調達した給食用の食材や牛乳の処分は。
- 答** こども園へ約200食提供しており、大半のものは問題なく断ることができました。納入された冷凍食品は日持ちのするものであって、こども園のメニューを組み直しました。また、一部の生ものについては、町内の使用していただける施設に提供しました。



設計等が始まる町道の終点周辺

## 埋立て等の規制に関する条例の改正が必要では

新たに派遣される現役警察官と共に条例違反への取締りや指導を強化します

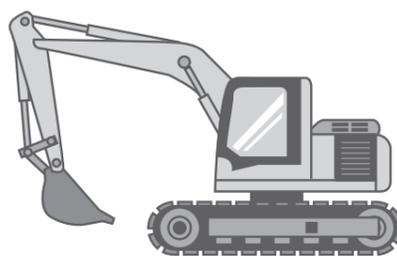
4月1日より常駐している生活環境課生活安全担当課長 千葉真一郎さん▶



多古町土地の埋立て条例に周辺住民同意条項を条文化すべきでは

**問** 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例が制定され、平成30年10月20日施行となりました。その後の町の状況ですが、一定の規制がかかったにも関わらず、ある地区においては500m以下の埋立ては条例の適用除外のため、建設残土だと思われる埋立てが続行されています。また、他の地区においては、埋立ての許可申請時に、地元住民の皆さんへの説明会開催が求められていますが、地元の方が反対して住民説明会が開催できなかった場合、説明文書を配布するだけでクリアできてしまう状況にあります。周辺地域住民の皆さんの意見は全く反映されない状態です。このような状況から、次の内容で条例の一部改正を求めます。

一点は、埋立て当該地から500m以内に住む世帯の80%以上の同意を義務づける事、そして、世帯数が30世帯以下の場合は500m以内の土地所有者の80%以上の同意を義務づける事です。これによって周辺住民



の皆さんの意思表示が明確になります。さらに適用除外面積を300m以下とすること、そして、事業開始時は、事前に町担当課へ報告を義務づけ、現地での境界表示を明確にすることです。町に何の報告もなく埋立てが開始されてしまう状況は、一刻も早く改善されなければなりません。そして、条例は厳しくしながらも、平易な市民生活を維持するための埋立てに関する内容まで、規制する必要はありません。他の自治体でも採取土砂(いわゆる山砂)による3000m以下の埋立てを適用除外しているところもあります。条例を厳しくしても、町が

本当に必要なだと認める事業については、適用除外の内容を明らかにして、むしろ町長が先頭に立って周辺住民の皆さんに説明し、納得していただいて事業を進めるようにすればいいと思います。町の方針を伺います。

**町長** 周辺同意については現行条例の制定時に事業主等による隣接土地所有者への同意の取得と周辺住民の皆さまへの事業の周知を図るため、住民説明会を義務づけました。圏央道の開通や成田空港の機能強化により、町の発展につながる土地利用を推進し、企業誘致や住宅用地などの整備が重要ですが、事業区域から一定範囲の居住者同意は過度に開発や埋立てを規制することとなり、町の発展を阻害することも考えられます。また、500m未満の埋立てと称しての悪質な埋立てを防止するため、500m未満についても事

業主等に事業計画書の提出を求める規則を現在整備中です。今後は新たに派遣される現役警察官と共に、条例違反への取締りや事業主等への指導を強化し、悪質な埋立てを断固させないよう規制していきます。

- このほかの質問
- 「自然災害による被害助成対策の問題点」
- 1 農作物の被害について助成が無い点
  - 2 建築確認取得の問題
  - 3 ビニールハウスの全棟共済加入の件
  - 4 10年間農業継続の義務条件

